事 務 連 令和2年4月27日

都道府県 生活保護制度担当課(室) 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当課(室) 御中 ホームレス自立支援担当課(室)

> 厚生労働省社会・援護局保護課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

本年の大型連休における、生活困窮者支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年4月16日、新型 インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第3号)第32条第1項に基づく緊 急事態宣言が、全都道府県に対してなされている状況です。

こうした状況の中、本年5月2日から6日までの5連休において、今般の新型コロ ナウイルスの影響により、居所を失った又は居所を失うおそれのある方、その他の生 活に困窮した方への対応が至急必要となることがあると考えられます。また、住居確 保給付金の支給対象の拡大等に伴い、それらの相談への対応も求められるところです。

このため、必要な相談体制が適切に確保できるよう、特に相談が多く見込まれる自 立相談支援機関の窓口や福祉事務所等の臨時的な開所、電話等による相談体制の確保、 その他の地域における連絡体制の確保など、連休中の相談体制の確保について、管内 自治体や委託事業者等の関係機関と連携し、地域の実情に応じて対応いただくよう、 お願いいたします。

また、生活保護制度においては、連休中の主な取扱いとして別紙のとおりお示しし ておりますので、改めて、適切に対応頂きますようご配意いただくとともに、今般の 緊急事態宣言期間中に、福祉事務所において相談対応ややむを得ず窓口での保護費の 支給を行う場合は、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最 小限にするよう配慮した上で実施いただくようお願いいたします。その他、緊急事態 官言期間中の保護の取扱いについては添付の一連の事務連絡も参照しつつ、適切に対 応頂きますようお願いいたします。

生活困窮者自立支援制度の相談等の対応にあたっては、「新型コロナウイルス感染

防止等のための生活困窮者自立支援制度における対応について」(令和2年4月7日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)を参考に、電話 の積極的な活用などを通じて感染の拡大防止にご配慮ください。この場合、生活困窮 者自立支援制度の自立相談支援事業及び一時生活支援事業の実施に伴い発生した費 用については、補助協議に応じますので、国庫補助の活用もご検討ください。

さらに、連休中に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事の提供等の支援活動について、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークより情報提供いただく予定ですので、追ってお知らせします。

なお、各自治体においては、こうした対応について、ホームページに掲載する等、 住民の方への広報についてもご対応をお願いいたします。必要に応じて、都道府県で 情報を取りまとめるなどご協力をお願いします。

○ 関係通知抜粋

① 「生活保護法に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱い について」(平成4年10月12日社保第55号厚生省社会局保護課長通知)

生活保護に係る保護金品の支給日については、各実施機関において特定の支給日(以下「定例支給日」という。)を定めており、定例支給日が地方公共団体又は金融機関の休日(以下「休日」という。)に当たる場合の取扱いは実施機関により異なっているところであるが、より一層の受給者サービスの向上を図るため、定例支給日が休日に当たる場合は、支給日を繰り上げ、その直前の休日でない日とすることが望ましいと考えられるので、管下実施機関及び関係機関に周知徹底を図り、平成4年12月までにその実施ができるよう、御配慮願いたい。

なお、保護費の会計年度が4月1日から翌年3月31日までと区分されていることとの関係上、4月の定例支給日が休日に当たる場合であって、前記の方法によると前月に支給すべきこととなるときは、4月の最初の休日でない日に支給すべきものとなるので、念のため申し添える。

- ② 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)(抄)
 - 第2編 問28(休日、夜間における受診確保)
 - 問 休日、夜間等の福祉事務所閉庁時において急病のため受診する必要が生じた場合、医療券がないため一時的に医療費の支払いを余儀なくされることも予想されるが、その対応策はどのようにすればよいか。
 - 答 福祉事務所閉庁時において急病になった場合は、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診察依頼書を届けることになるが、設問のような事態に対応するため、あらかじめ地域の医師会等と協議し、適切に受診できるような措置を講じておくことが適当である。
- ③ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号 厚生省社会局保護課長通知)(抄)
 - 第10 保護の決定
 - 問2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。
 - 答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

(参考)

事 務 連 絡 令和2年3月10日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度 における留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少するため、生活に困窮する方の支援については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」(令和2年3月3日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)が発出されているところです。当該事務連絡においては、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点から、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めることとしており、特に住まいに困窮する方への支援については重要です。

また、生活保護制度においては、必要な方には確実に保護を実施するという制度の基本的な考え方があることから、自立相談支援機関と福祉事務所の連携及び適切な保護の実施が重要です。

このため、今般、下記のとおり、特に支援に当たって徹底していただきたい事項をとりまとめたので、各自治体におかれては、生活困窮者自立支援制度主管部局等と連携のうえ、適切な保護の実施をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いします。

1 住まいに困窮する方への支援について

住まいに不安を抱える方からの相談に対しては、庁内部局や関係機関と連携し、自立相談支援機関等において幅広く受け止めていただき、必要な方には生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を活用して各自治体が実施している生活困窮者・ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設における一定期間の宿泊場所や衣食の提供を進めていただきたい。また、令和元年度に施行された地域居住支援事業も活用して、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集したり、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供することに努められたい。

また、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれのある者に対する住居確保給付金については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金の活用について」(令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)において周知したところであり、その活用を進めていただきたい。

各自治体におかれては、こうした制度を活用すること等により、住まいに困窮する方 への支援を積極的に進められたい。

2 自立相談支援機関と福祉事務所の連携

自立相談支援機関においては、生活保護が必要と判断される者は確実に福祉事務所に つなぐことが必要であるとともに、福祉事務所の窓口において生活に困窮の端緒を把握 した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う必要があることから、自立相談支 援機関と福祉事務所は日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携するよう改めて 留意すること。

3 適切な保護の実施

(1) 面接時の適切な対応

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きの助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

(2)速やかな保護決定

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要が

ある。そのため、生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

なお、住居を喪失した者に対して生活保護を適用するに当たっては、申請者の状況に応じた保護を行うため、まず申請者がどのような問題(身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を抱えているのか十分に把握する必要がある。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等又は自立支援センターへの入所が適当であるのかを判断するためにアセスメントを十分に行われたい。

居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、自立相談支援機関や住宅部局、不動産関係団体と連携し、必要に応じて住居に関する情報を提供できるよう努められたい。

また、「直ちに居宅生活を送ることが困難である」と判断された者や、居宅生活が可能か否かの判断ができない者については、施設等における支援が一定の期間必要である。このため、ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設等の必要な施設に繋げられるよう、関係部局と連携を図られたい。

(3) 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととする。

4 その他

保護の実施にあたっては、下記の通知も参照としつつ、適切に対応されたい。

- (1)「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」 (平成27年3月27日 社援保発0327第1号・社援地発0327第1号)
- (2) 職や住まいを失った方々への支援の徹底について (平成21年3月18日 社援保発第0318001号)
- (3)「緊急雇用対策」における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善(平成21年10月30日 社援保発1030第4号)
- (4) 失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について (平成 21 年 12 月 25 日 社援保発 1225 第 1 号)

(参考(1))

参考(改正後全文)

 都道府県

 各 指定都市

 中核市

生活困窮者自立支援制度主管部(局)長殿 生活保護制度主管部(局)長殿

厚生労働省社会・援護局保護課長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号。以下「改正法」という。)が平成30年6月8日に公布され、改正法による改正後の生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)が、同年10月1日より順次施行される。

平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、 その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、また はそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居 確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括 的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活保護法(昭和25年法律第144号)は、被保護者(現に保護を受けている者(生活保護法第6条第1項)をいう。)及び被保護者ではない要保護者(現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者(生活保護法第6条第2項)をいう。)が対象であり、法は、改正法による改正後の

法第3条第1項の規定にする生活困窮者(就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)を対象としている(要保護者以外の生活困窮者。ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも対象である)。

法の運用に当たっては、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方に基づき、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

一方、生活保護から脱却した者等が必要に応じて法に基づく事業を利用する ことも考えられるため、本人への切れ目のない、一体的な支援という観点も踏ま え、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくこと が重要である。

こうした法と生活保護法の連携の考え方をより実効的なものとしていくために、改正法による改正後の法第23条の規定において、生活困窮者の相談窓口において、要保護となるおそれが高い者を把握した時は、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずることとするとともに、改正法による改正後の生活保護法第81条3項の規定において、被保護者が生活保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合は、保護の実施機関は、生活困窮者自立支援制度についての情報提供、助言等の措置を講ずる努力義務を設け、これまでの運用上の取扱について、法律上明確化を図ったところである。

また、この制度間の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の生活保護制度の担当部局を含む福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行う努力義務を設けたところである。

ついては、上記を踏まえ、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法及び生活保護法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。)及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定による技術的な助言であることを申し添える。

1 連携の基本的な考え方

これまでも、自立相談支援事業を行う者(以下「自立相談支援機関」という。)は、福祉事務所と日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携し、

- ① 生活保護が必要であると判断される者は確実に福祉事務所につなぎ、
- ② 法の対象となり得る者については福祉事務所から自立相談支援機関に適切につなぐ
- ことを基本として、運用上両制度の連携の推進を図ってきた。

今般、この両制度における連携の推進を実効的なものとするため、改正法により、改正後の法及び生活保護法において、上記①及び②の取扱いについて、 法律上の明確化が図られた。

具体的には、上記①の取扱いについては、改正法による改正後の法第 23 条の規定により、要保護者となるおそれが高いと判断する段階で、生活保護制度に関する情報提供等を行うことを規定し、適時に本人が保護の開始の申請を行えるようにしたものである。

また、上記②の取扱いについては、改正法による改正後の生活保護法第 81 条 3 項の規定により、保護の実施機関において、被保護者が保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供等を講ずる措置を努力義務とし、生活困窮者自立支援制度との連続的な支援を機能させていくこととしたものである。

加えて、上記②の取扱いについては、改正法により、関係機関との連携強化の観点等から、改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体が、生活困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨等を行うことを努力義務としたところであり、これにより、福祉事務所の窓口において、保護から脱却する際にかかわらず、生活困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うこととしたものである。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口に相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、 その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。ま た、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談 支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒とな る事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口に生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所 設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活 困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用 の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

当該規定に基づき、福祉事務所が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。その際、以下の5から7までに定める連携の対象者や情報共有の方法等も参考にしながら、本人にとって切れ目のない、一体的な支援が行えるよう、両制度の連携の強化を図られたい。

3 連携の窓口

法と生活保護法に基づく事業の連携に当たっては、直営・委託いずれの場合においても、自立相談支援機関の相談支援員等の各支援員及び福祉事務所のケースワーカーが窓口となることが基本である。

なお、自立相談支援機関と福祉事務所との連携に先立ち、両者の間で、連携 方法などについて事前に調整を行うことが重要である。

4 事業の実施方法

法と生活保護法に基づく事業について、同一の事業者が受託する場合、自立相談支援機関における支援の途中で生活保護受給に至った場合であっても、同一の支援員が引き続き対応することができ、一貫したより効果的な支援を行うことができると考えられる。

この場合、法に基づく事業に係る相談支援員等と生活保護法に基づく事業に係る就労支援員等とが兼務することも考えられるが、その費用については、自治体内の他の事業も参考に、勤務時間などに応じて按分する必要があることに留意する必要がある。

なお、異なる事業者が受託する場合においても、事業者間で相談支援に係る ノウハウの共有や向上を図るなど、連携することが重要である。

5 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要 に応じて、相互に連携すること。

- (1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者は以下のような者が考えられる。
 - ①要保護者となるおそれが高い者
 - ②支援途中で要保護状態となった者 (例)
 - ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合
 - ・預貯金が残りわずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保 護状態となった者
 - ・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護 状態となった場合
- (2) 福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ者は以下のような者が考えられる。
 - ①現に経済的に困窮し、要保護状態になるおそれのある者 (例)
 - ・一定の収入・資産はあるものの、経済的に困窮しており、就労など様々 な課題を抱えている場合
 - ②保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった者
 - ③保護を脱却し引き続き自立相談支援機関の支援を希望する者又は支援が 必要と考えられる者

(例)

- ・対人関係になお不安を有する場合、精神状態が不安定である場合
- 過去に安定的な就労をしたにもかかわらず短期間で離職をしているよう な場合

なお、(1)(2)いずれの場合にも、両制度の仕組みについて十分な説明を 行い、本人の希望や意思を確認した上で、適切な支援につなぐことが必要であ る。

- 6 情報共有する内容・方法等
- (1) 共有する内容等
 - ・相談段階での引き継ぎの場合は、相談段階で聞き取った内容を伝える。
 - ・支援途中の引き継ぎ等の場合は、世帯の基本情報に加え、必要に応じて 支援経過がわかる資料を添付する。
 - ・本人に関する情報や関係資料等を共有する場合においては、本人の同意を得ることが必要である。

・自立相談支援機関における支援が必要な状況や生活保護の受給が必要であると見込まれる事情等について伝達する。また、支援に当たり必要な本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて伝えることとする。

(2) 具体的な共有の方法

- ①自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合
 - (イ) 相談者が要保護者となるおそれが高い場合

「自立相談支援事業の手引き」(平成 27 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」(帳票類)の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。

(ロ) 支援対象者が支援途中で要保護状態となった場合 アセスメントシートとともに、プラン兼事業等利用申込書など経過に 応じた関係資料を送付する。

②福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ場合

- (イ) 現に経済的に困窮し、要保護状態になるおそれのある者又は
- (ロ) 保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった者 「生活保護法施行細則準則について」(平成12年3月31日社援第871 号厚生省社会・援護局長通知) に定める面接記録票を送付する。
- (ハ) 保護を脱却した者が自立相談支援機関の支援を希望する場合
 - ・保護台帳(世帯の基礎情報)
 - ・決定調書(最低生活費と収入充当額等)※直近3か月分を目安
 - ・ケース記録表(世帯状況や支援状況) ※直近1年分を目安
 - ・その他必要に応じ関係資料 を送付する。
 - ※ 被保護者が他の福祉事務所区域に転居する場合に、旧居住地の福祉事務所 長から新居住地の福祉事務所長あてに送付される書類一式と同様の取扱い
- ※ 各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をすることとす る。また、本人の意向を十分踏まえた対応を行うこととする。

(3) フォローアップ

法に基づく就労支援等を受けてきた者が、生活保護を受給するに至った場合であっても、例えば下記ア及びイのように、個々の状況や自治体における 事業実施体制によっては、引き続き、一定期間、自立相談支援機関において フォローアップを行うことが適切である場合もある。そのため、本人の意向を確認し、窓口となる自立相談支援機関の相談員等と福祉事務所のケースワーカーが世帯情報等を共有した上で、適切なフォローアップが可能となるよう、円滑な引き継ぎを行うことが重要である。

ア 法に基づく就労支援と生活保護法に基づく就労支援の委託先が異なる場合等で、同じ担当者が引き続き一定期間フォローアップを行うことが本人の状況等から判断して適切と考えられる場合

イ 支援の提供場所が遠隔地にあることなどから、引き続き一定期間フォローアップを行うことが必要な場合

また、生活保護法に基づく就労支援等を受けていた者が、就労により保護を脱却した場合も同様である。

7 同行支援等

自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合において、必要に応じて、事前にケースワーカーが自立相談支援機関での相談に同席するとともに、特に、他者とのコミュニケーションが苦手な場合や特段の事情を抱えている場合などには、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うことが望ましい。

福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ場合も、同様である。

8 両制度に基づく事業の実施

支援を必要とする生活困窮者、被保護者に対し、連続的な支援が可能となるよう、両制度に基づく事業等を併せて実施することが重要である。





社援保発第 0318001 号 平成 2 1 年 3 月 1 8 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局保護課長計同。 原生労働省社会・援護局保護課長計同。 保護課長別監

職や住まいを失った方々への支援の徹底について

雇用失業情勢が厳しい中、全国的に生活保護受給者の増加傾向が続いており、昨年12月の被保護実人員は約160万人となっている。今後、景気がさらに後退すれば、職や住まいを失い、生活に困窮する方がさらに増加すると考えられる。

政府では、昨年末以降、職や住まいを失った方々の住居の確保や生計の維持等のための支援に全力で取り組んでいるところであるが、これらの施策を講じてもなお生活に困窮する方は、生活保護の開始の申請に至ることが考えられる。

各実施機関においては、生活に困窮する方々を早期に発見し、本人の事情や状況に応じた支援を関係機関と連携して迅速に実施することが必要である。このため、今般、下記のとおり、特に支援に当たって徹底していただきたい事項をとりまとめたので、各自治体におかれては、ホームレス対策担当部局等と連携の上、これらの施策の充実に努められたい。

1 今後の生活困窮者の増加に対応するために実施すべき事項

(1)福祉事務所の体制整備

各自治体においては、今後の生活困窮者の増加に適切に対応するため、福祉事務所の人員体制の強化を検討されたい。特に、ケースワーカーの増員を図るだけでなく、事務補助員、就労支援専門員等の体制を充実することも併せて検討されたい。

厚生労働省においては、人員体制の整備について、セーフティネット支援対策等事業費補助金により10分の10の国庫補助による支援を実施しているところである。また、別添のとおり、政府全体の取組として雇用機会の緊急確保のため緊急雇用創出事業等が実施されており、この事業の取組例の1つとして「生活保護制度円滑実施支援事業」をお示ししているところである。これらの施策により、福祉事務所の人員体制の整備について財政的支援を受けることも可能であることから、その活用を積極的に検討されたい。

また、各自治体においては、生活保護の申請の急増時などに臨機応変に適切な人員体制がとれるよう、あらかじめ応援体制等について検討されたい。

(2) 他法他施策等の情報提供の徹底

ハローワーク等の関係機関においては、離職者に対する支援の充実が図られている。具体的には、ハローワークにおいては、社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保等のための相談支援(雇用促進住宅への入居あっせん並びに住宅入居初期費用、家賃補助費及び生活・就職活動費の資金の貸付に関する相談)を実施している。また、入居可能な公営住宅及び独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅(UR住宅)の情報も提供している。

このため、保護の実施機関においては、ハローワーク等と日ごろから「顔の見える関係」を構築し、相談者のニーズに応じて、ハローワーク等の窓口に相談者を確実につなぐとともに、就職安定資金などの他施策についての情報の提供を行うなど必要な支援を行われたい。

(3) 都道府県等によるホームレス自立支援センターやホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター) の実施の強化

ホームレスに対して地域の実情に応じ、ホームレス自立支援センターやホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター)の実施などの対策がとられており、直ちに借家等で自活することは困難であるが就労意欲と能力のある者については、ホームレス自立支援センター等において支援を行う必要がある。

これらの施設は既存建築物等を活用し、又は借り上げて設置することについて

もセーフティネット支援対策事業費補助金の補助対象としたところである。各自 治体においては、今後の生活困窮者の増加に備えて、早急にこれらの施設の整備 に取り組まれたい。

(4) 現在地保護の徹底

生活保護法(以下「法」という。)第19条第1項第2号は、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」について、その福祉事務所が保護を決定し、実施するものと定めている。

このため、「住まい」のない者については、その現在地を所管する保護の実施機関が生活保護の申請を受け付けることとなる。なお、申請の後、保護を決定するに当たっては、法第30条において「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることが適当でないとき、(中略)被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所(後略)」とされていることから、アパートや施設などに居住していただくこととなる。

また、保護の実施機関においては、相談者の意に反して他の自治体への移動を 勧める行為は認められないものであり、相談を受けた現在地の実施機関が必要な 支援を行われたい。

(5) 生活困窮者の早期発見

生活困窮者の中には、極度に困窮した状態になるまで行政機関等に相談することがなく、結果として労働施策や福祉施策等による支援を受ける時間的余裕がない者もいる。このような方については、本来、その前段階で、行政機関等が生活相談を実施し、必要な公的支援を紹介又は実施することが必要である。

このため、保護の実施機関においては、保健福祉部局及び社会保険・水道・住宅担当部局、ハローワーク、求職者総合支援センター等の関係機関並びに民生委員・児童委員との連携を図り、生活困窮者の情報が福祉事務所の窓口につながるような仕組みづくりを推進されたい。

2 保護の申請から保護の適用までの対応

(1) 居宅生活の可否についての判断

住居を喪失した者に対して生活保護を適用するに当たっては、申請者の状況に応じた保護を行うため、まず申請者がどのような問題(身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を抱えているのか十分に把握する必要がある。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等又は自立支援センターへの入所が適当であるのかを判

断するために、アセスメントを十分に行われたい。なお、住宅扶助費として敷金等を受給できる者は、居宅生活ができると認められる者に限られるので留意されたい。

(2) 住居の確保等についての情報提供及び関係機関との連携

居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、各自治体においては、例えば、不動産関係団体と連携し、住居を喪失した者や保証人が得られない者に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供できるよう、その仕組みづくりに努められたい。

また、「直ちに居宅生活を送ることが困難である」と判断された者や、居宅生活が可能か否かの判断ができない者については、施設等における支援が、一定の期間、必要である。このため、各自治体においては、ホームレス自立支援センターやホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター)等の必要な施設の確保を図るとともに、関係部局と連携を図られたい。

(3) 適切な審査の実施

生活保護の決定に当たっては、急迫の場合を除き、通常の手順に従って必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努める必要がある。

特に、稼働能力の活用の判断に当たっては、保護の実施要領の規定に従い、① 稼働能力があるか否か、②その稼働能力を前提として、その能力を活用する意思 があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否 か、により判断することとなる。

したがって、単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではないが、一方で、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くこととなる。このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行われたい。

(4) 保護の開始決定における留意点

保護の開始決定に当たっては、特に次の点に留意されたい。

- ア 保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき(アパート等に入居したとき、又は入居できることが確実になったとき)以降、又は施設等に入所したとき以降に行うこと。なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできないものであること。
- イ 保護の開始日は、申請日以降であって、要保護状態にあると判定された日 とすることとしている。したがって、申請日以降に他の支援等により一定期

間要保護状態になかったことが明らかである場合等を除き、通常、その申請 日が保護の開始日となることに留意すること。その際、生活扶助費について は第1類及び第2類の表に掲げる額並びに加算額等を合算した額を計上する こと。

ウ アパート等の住居を確保するまでの間に、一時的にカプセルホテル、簡易 宿泊所等に宿泊した場合、これらの宿泊料については、当該月のアパート等 の家賃に要する額と合算して、1か月の住宅扶助費の基準額の範囲内で支給 して差し支えないものであること。

3 保護の適用後の就労支援の実施

()

生活保護制度への国民の信頼を確保するためには、被保護者の就労支援を徹底し、自立を助長することが不可欠である。

とりわけ、離職者の大多数は「就労の能力」や「就労の意思」を有していると考えられる。このため、離職者である生活保護受給者が「就労の場」を得ることができるよう、就労支援専門員等による就労支援をきめ細かく実施するとともに、ハローワーク等と連携し、生活保護受給者等就労支援事業や自立支援プログラムなどを活用されたい。その際、各自治体においては、就労支援専門員等の配置を推進されたい。

なお、就労支援専門員等の支援を拒み、かつ積極的に「就労の場」を得る努力を しない者については、保護の要件を欠くものであり、法第27条に基づく指導指示 を徹底することが必要である。さらに、指導指示に違反する場合は、保護の停廃止 を含めた厳格な対応を検討されたい。

日滑実施支援事業 生活保護制度|

事業概要、

最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴 う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常

定期的に 世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査 最低生活費から収入を引いた額を支給 ・収入・資産等の届出を義務付け、 課税台帳との照合を実施 保護の実施 就労収入等 不動産等の資産調査 扶養義務者による扶養の可否の調査 年金等の社会保障給付、 保護の申請 保險、 預貯金、 の調剤 〇生活保護事務の流れ 障害者施策等 各種の社会保障施策活用の 勘職員を雇い上げるもの。 生活保護制度の説明 事前の相談 生活福祉資金、 可否の検討

就労の可能性のある者への就労指導

就労の可能性の調査

【非常勤職員による支援(例示)

- 金融機関等関係先調査の事務補助 0
 - 保護台帳やケース記録の管理 O
- ₩ 医療レセプト及び介護レセプトの整理及び資格審査



社援保発1030第4号平成21年10月30日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省社会・援護局 保 護 課



「緊急雇用対策」における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の 運用改善について

今般、政府において「緊急雇用対策」(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定)がとりまとめられ、具体的な対策として、「貧困・困窮者支援」を実施することとされており、その一環として、「生活保護制度の運用改善」が事項として盛り込まれたところである。

雇用情勢は今年7月に失業率が過去最高に達するなど依然として厳しい状況にあり、求職中の貧困・困窮者への支援は緊急を要しているところである。

こうしたことを踏まえ、失業等により生活に困窮する方々への支援に積極的に取り組み、とりわけ一時的な居所の確保を図る観点から、生活保護制度として下記のとおり運用改善を講ずることとしたので、管内実施機関に周知徹底をお願いする。

あわせて、各自治体におかれては、引き続き「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成21年3月18日社援保発第0318001号保護課長通知)の趣旨をご理解の上、下記の取組とともに適切な支援に努められたい。

記

- 1 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について 各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請 があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な 民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。
- 2 一時的な居所の確保に必要な宿泊料等の支給について 生活保護の申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活 保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費 とは別に、日割等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、 保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し 支えないこととする。



社援保発1225第1号 平成21年12月25日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

厚生労働省社会 援護局 保 護 課



失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について

先般、政府の「緊急雇用対策」(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定)に基づき、失業等により生活に困窮する方々への支援として、ハローワークにおけるワンストップ・サービス・デイが実施されたところです。職員の派遣等、御協力いただいた関係地方公共団体には改めて御礼申し上げます。

当該事業の実施に当たっては、利用者の方々から高い評価をいただいたところですが、一方、失業等により生活に困窮する方々への支援について課題も生じております。

こうしたことを踏まえ、各自治体におかれては、引き続き「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成 21 年 3 月 18 日社援保発第 0318001 号保護課長通知)及び「緊急雇用対策における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善について」(平成 21 年 10 月 30 日社援保発 1030 第 4 号保護課長通知)の趣旨を再度ご理解いただくとともに、失業等により生活に困窮する方々への支援に当たっては、ハローワーク等の関係行政機関や、ホームレス支援を行うNPO 法人等の民間団体と連携の上、下記の事項について留意し、効果的で実効ある生活保護制度の運用に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 速やかな保護決定

失業等により生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要がある。そのため、臨時特例つなぎ資金貸付制度等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

2 住まいを失った申請者等に対する居宅の確保支援

失業等により住居を失ったか、又は失うおそれのある者に対しては、まず安心して暮らせる住居の確保を優先するという基本的な考え方に立ち、「居宅生活可能と認められる者」については、可能な限り速やかに敷金等を支給し、安定的な住居の確保がなされるよう、支援すること。

なお、居宅生活ができるか否かの判断に当たっては、「生活保護問答集」(平成 21 年 3 月 31 日保護課長事務連絡) 問 7-107 において判断の視点を示しているところであるが、これは判断の視点であって、そのうちの一つの要件が満たされないことのみをもって居宅生活ができないと判断することのないよう、留意されたい。

3 適切な世帯の認定

失業等により住居を失い、一時的に知人宅に身を寄せている方から保護の申請がなされた場合には、一時的に同居していることをもって、知人と申請者を同一世帯として機械的に認定することは適当ではないので、申請者の生活状況等を聴取した上、適切な世帯認定を行うこと。

4 他法他施策活用の考え方

就職安定資金及び総合支援資金等の公的貸付制度及び住宅手当は、生活保護 法第4条第1項のいう「その他あらゆるもの」には含まれず、本人の意に反し て利用を強要することはできないものであること。

保護の相談時には、相談者に誤解が生じないよう、適切な助言に努めること。

5 実施機関が異なる申請者の対応

面接相談時に、相談を受けた福祉事務所と保護の実施責任を負う福祉事務所が異なることが判明した場合においても、相談者が保護の申請意思を示した場合には、相談を受けた福祉事務所から相談者の実施責任を負う福祉事務所に相談記録等を速やかに回付すること。

6 関係機関との連携強化等について

保護の実施機関においては、住宅手当、総合支援資金及び訓練・生活支援給付金等の各種関係施策について積極的な情報収集を行うとともに、特に失業等により生活に困窮する方々に対しては、生活保護の相談のみならず、これらの関係施策の活用なども含め生活全般の相談に対応するよう配慮すること。

また、相談に対応した職員は、必要に応じてハローワークや社会福祉協議会等の関係機関の担当者と連絡を取り、個々の調整を行う等、関係機関との連携強化に努め、相談者に配慮した対応を行うこと。

さらに、上記2の安定的な住居の確保に当たっては、ホームレス支援を行っている NPO 法人等の民間団体や不動産業者等との連携に努めること。

(参考)

事 務 連 絡 令 和 2 年 4 月 7 日

都道府県 各 指定都市 生活保護担当課 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の生活保護業務の 取扱いについては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。なお、そ の他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取り扱っていただいても差し 支えありません。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いします。

記

- 1 保護の申請相談、訪問調査等における対応について
 - (1) 申請相談について

生活保護の申請相談にあたっては、保護の申請意思を確認した上で、申請の意思がある方に対しては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他の保護の決定実施及び援助方針の策定に必要な情報については、後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい。また、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限とするようにされたい。

なお、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」(令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課 地

域福祉課生活困窮者自立支援室連名事務連絡。以下「事務連絡」という。)の「3 適切な保護の実施」にあるとおり、面接時の適切な対応(保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきこと等)、速やかな保護決定等については、引き続き特に留意されたい。

(2) 訪問調査活動について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という)第 12 の 1 の (2)における訪問計画に基づく訪問については、当分の間、緊急対応等最低限度必要なもののみ実施することとされたい。なお、予定されていた訪問を延期する場合、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、臨時訪問の要否についても確認されたい。局長通知第 12 の 1 の (1)における申請時等の訪問及び局長通知第 12 の 1 の (3)における臨時訪問等やむを得ず訪問を実施する必要がある場合には、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における留意点について」(令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を参考に、十分に注意を払った上で行われたい。なお、訪問の際の調査の内容は実地に確認等が必要な事項に限定し、その他の事項等については、後日電話等により聴取する等、訪問時間が長時間にならないように工夫されたい。

(3)面接について

生活保護受給者に福祉事務所への来所を求めて面接することは、緊急を要する場合の みに限定するとともに、やむを得ず面接を実施する場合には、対人距離を確保した上で マスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

(4) 訪問・面接等における感染拡大防止のための取組について

訪問調査活動、面接等の機会において、地域における要請の状況等を踏まえ、被保護 者に対して感染拡大の防止のための行動を促すよう努めていただきたい。

また、受給相談、面接等の待機場所についても、感染拡大の防止に配慮した対応を行っていただきたい。

2 保護の要否判定等における留意事項について

(1) 稼働能力の活用について

局長通知第4において、稼働能力を活用しているか否かについては、実際に稼働能力 を活用する場を得ることができるか否かについても評価することとしているが、緊急事 態措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない 場合は、緊急事態措置期間中、こうした判断を留保することができることとする。

(2) 一時的な収入の減により保護が必要となる場合の取扱いについて

今般、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、緊急事態措置期間 経過後には、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、 下記の点等について留意すること。

- ・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知)第3の問9-2に準じて保有を認めるよう取扱うこと。なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて解して差し支えない。
- ・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合であって も、2(1)の趣旨も踏まえ、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる 場合には、増収に向けた転職指導等は行わなくて差し支えないこと。また、自営に必要 な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様 に考えていただいて差し支えない。

3 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、事務連絡の3-(3)に基づき、引き続き適切に行われたい。

なお、一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生 労働省社会・援護局保護課宛て協議すること。

4 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

医療扶助の決定については、医療扶助運営要領により対応いただいているところであるが、当面の間、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続きできるよう配慮した形で実施することとして差し支えない。具体的な対応例としては、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がない限りこの申請をもって医療券の発行を待たずに医療機関の受診を認め、その旨医療機関に連絡し、要否意見書や医療券の交付は、後日、被保護者を介さずに医療機関と福祉事務所とが直接やり取りするといったような対応が考えられる。

この他、令和2年3月4日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」にて示した、医療券の提出ができない場合の対応についても引き続き同様の取扱いとする。

こうした医療扶助に係る取扱いについて、従来の取扱いからの変更となる場合には、 管内医療機関に周知されたい。 また、医療券の発行に当たっては、令和2年2月17日付けで発出した「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」別添の内容を踏まえ、必要に応じて帰国者・接触者相談センターへの相談を促すなどの対応をいただきたい。

5 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、事務連絡の2において依頼しているところであるが、自立相談支援機関において生活保護が必要と判断される者を福祉事務所につなぐ場合や、福祉事務所において生活困窮の端緒を把握して自立相談支援機関につなぐ場合については、本人の同意を得た上で、各担当において把握している情報等について事前に提供するなど、相談者に対し効果的かつ継続的な支援が提供されるよう、引き続き緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局保護課

電話:03-5253-1111

1~3, 5 保護係(内線2826)

4 医療係(内線2829)